



## 落札決定の取消しについて

令和6年6月27日に指名を行い、7月11日に入札を執行した次の業務について、最低制限価格に誤りがあったため、本入札を無効とし、落札決定の取消しを行いますので、報告します。

業 務 番 号	土用調第1号
業 務 名	焼山矢野線整備事業物件調査業務
業 務 場 所	呉市焼山北3丁目地内
履 行 期 限	契約日から令和6年9月30日まで
業 務 内 要	附帯構造物の調査及び算定 (住宅敷地C 200㎡以上600㎡未満) 1戸
予 定 価 格	1,460,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
指 名 通 知 日	令和6年6月27日
入 札 日	令和6年7月9日～令和6年7月11日
開 札 日 時	令和6年7月11日 13時40分
落札決定取消の内容	最低制限価格に誤りがあったため
最低制限価格の誤りの内容	最低制限価格の算定基礎である本業務の最低制限基準価格について、令和6年6月27日に指名したにもかかわらず、令和6年7月1日以降に指名を通知する業務から適用する基準を用いて算出していた。(別紙参照)
最低制限価格を誤った経緯・原因	入札に参加した業者から連絡が入り、最低制限基準価格について確認したところ、最低制限基準価格の算出方法の改正が、7月開札分から適用されると勘違いして算出していたことが判明した。
今 後 の 予 定	再度内容を確認し、発注する。
再 発 防 止 の 方 策	業務発注課において、最低制限基準価格の算出方法について複数人で確認する。 既存の業務委託に関するチェックリストにある「予定価格調書の作成」欄に最低制限基準価格の算定方法に係る新たなチェック項目を設ける。 最低制限基準価格の算定方法が改正される場合には、現在実施している改正の決定時点における庁内への周知に加えて、改正が適用される時期にも改めて契約課から庁内関係課に対して通知を行う。
落 札 取 消 日	令和6年7月11日

# (別紙)

令和6年5月8日  
財務部契約課

## 建設コンサルタント等業務における最低制限基準価格の算出方法の改正について

このことについて、建設コンサルタント等業務の入札において設定される最低制限基準価格の算出方法を次のとおり改正しますのでお知らせします。

### 1 建設コンサルタント等業務における最低制限基準価格の算出方法の改正

業務の種類	改正前	改正後
測量業務	直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>48%</u>	直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>50%</u>
土木関係 建設コンサルタント 業務	直接人件費+直接経費+その他原価×90% +一般管理費等× <u>48%</u>	直接人件費+直接経費+その他原価×90% +一般管理費等× <u>50%</u>
地質調査業務	直接調査費+間接調査費×90%+解析等調 査業務費×80%+諸経費× <u>48%</u>	直接調査費+間接調査費×90%+解析等調 査業務費×80%+諸経費× <u>50%</u>
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×90% +一般管理費等× <u>45%</u>	直接人件費+直接経費+その他原価×90% +一般管理費等× <u>50%</u>

今  
回

### 2 適用時期

令和6年7月1日

(同日以降に入札を公告または指名を通知する案件から適用します。)

呉市契約課HPより